（独立行政法人国立印刷局に関する省令）

第二条　独立行政法人国立印刷局に関する省令（平成十五年財務省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務実績等報告書） **第六条**　印刷局に係る通則法第三十五条の十一第三項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。その際、印刷局は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、印刷局の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して次に掲げる事項を記載するものとする。 一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第三十五条の九第二項第一号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第二号から第四号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 ［イ・ロ　略］ ハ　当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び最近五年間の当該指標の数値 ニ　最近五年間の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報 二　当該業務の実績が通則法第三十五条の九第二項各号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について印刷局が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　年度目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ［ロ・ハ　略］ 2　［略］	（業務実績等報告書） **第六条**　印刷局に係る通則法第三十五条の十一第三項の報告書には、事業計画（通則法第三十五条の十第一項の規定による認可を受けた事業計画をいう。第一号イ及び次条第一項において同じ。）に定めた項目ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の九第二項第一号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第二号から第四号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 ［イ・ロ　同上］ ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び最近五年間の当該指標の数値 ニ　最近五年間の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 二　当該項目が通則法第三十五条の九第二項各号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について印刷局が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　評定及び当該評定を付した理由 ［ロ・ハ　同上］ 2　［同上］

改正後	改正前
（業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書） **第七条**　印刷局に係る通則法第三十五条の十一第四項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。その際、印刷局は、当該報告書が同条第二項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、印刷局の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して次に掲げる事項を記載するものとする。 一　第五条に定める期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況。なお、当該実施状況は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 ［イ・ロ　略］ ハ　当該事項に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 二　前号に掲げる当該事項の実施状況について印刷局が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　当該期間における年度目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ［ロ・ハ　略］ 2　（財務諸表） **第九条**　印刷局に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準にいう行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （セグメント情報の開示） **第十一条**　印刷局に係る独立行政法人会計基準にいうセグメント情報は、行政コスト、印刷局の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト、売上高、営業費用、営業利益又は営業損失、営業外損益、特別損益、総損益及び総資産額とする。	（業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書） **第七条**　印刷局に係る通則法第三十五条の十一第四項の報告書には、第五条に定める期間に係る事業計画において、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置として定めた項目ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　当該期間における当該項目の実施状況。なお、当該実施状況は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 ［イ・ロ　同上］ ハ　当該項目に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 二　前号に掲げる当該項目の実施状況について印刷局が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　評定及び当該評定を付した理由 ［ロ・ハ　同上］ 2　（キャッシュ・フロー計算書等） **第九条**　印刷局に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準にいうキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。 （セグメント情報の開示） **第十一条**　印刷局に係る独立行政法人会計基準にいうセグメント情報は、売上高、営業費用、営業利益又は営業損失及び総資産額とする。